

「〇〇クラブ」運営規約

(名称・設置)

第1条 本クラブは、〇〇クラブと称し、事務局を本クラブの代表者自宅内に置く。

(目的)

第2条 本クラブは、◇◇（種目・競技）を通じて、社会性の向上や個性の伸長を図り、もって中学生の心身の健全な育成を資するとともに、生涯にわたってスポーツや芸術文化活動に親しむ態度を育むことを目的とする。

(活動)

第3条 本クラブの活動は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）、「山形県における部活動改革及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」（令和8年3月山形県教育委員会）、「天童市部活動地域展開推進計画」（令和8年9月天童市・天童市教育委員会）を踏まえたものとする。

(入会)

第4条 本クラブの入会は、所定の要件を全て満たさなければならない。

- 1 原則として、天童市内に在住する中学生であること。
- 2 本クラブが定める諸規定を遵守すること。

(退会)

第5条 本クラブの会員は、任意により退会することができる。退会する場合は、退会する日の1か月前までに本クラブの代表者に申し出なければならない。

(会費)

第6条 本クラブの会費は、一人月額〇,〇〇〇円とする。

- 1 会費は、本クラブへの入会の日属する月から退会の日属する月分まで支払うものとする。
- 2 納入された会費は、理由にかかわらず返金しないものとする。
- 3 本クラブの代表者が必要と認めるときは、臨時に会費を徴収することができる。

(役員)

第7条 本クラブに代表、副代表、会計及び監事を置く。

代表 1名
副代表 〇名
会計 〇名
監事 〇名

役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の職務)

第8条 役員はそれぞれの職務を担う。

- 1 代表は、本クラブを代表し、会務を総理する。
- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は欠けたときは、職務を代理する。
- 3 会計は、会費の管理を行い、会計事務を総括する。
- 4 監事は、会計状況を監査する。

(会議の種類)

第9条 本クラブには総会及び運営委員会を置く。

- 1 総会 役員及び会員の保護者をもって組織する。
- 2 運営委員会 役員をもって組織する。

(総会)

第10条 総会は毎年開催し、必要事項を決議する。ただし、代表が必要と認めるときは、臨時に総会を招集することができる。

- 1 規約の改正及び改廃
- 2 役員の選任
- 3 予算及び決算
- 4 活動方針及び活動計画
- 5 その他本クラブの運営に関する事項

(運営委員会)

第11条 運営委員会は必要に応じて開催する。

- 1 総会に付議する事項
- 2 その他本クラブの運営に関する事項

<記載例>

運営委員会は、招集された者の過半数の出席をもって成立するものとし、運営委員会の決議は、出席者の過半数をもって行う。

(個人情報)

第12条 本クラブの活動により知り得た個人情報は、本クラブの活動及び運営にのみ使用することとし、代表は、当該個人情報を適切に管理しなければならない。

(会計年度)

第13条 本クラブの会計年度は、毎年〇月〇日から翌年〇月末日までとする。

(その他)

第14条 本規約に定めるもののほか、本クラブの円滑な運営を図るために必要な事項は、総会の決議をもって決定するものとする。

附 則

この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。